

労災発生時の対応

A、従業員が仕事中にケガをしました。

どのような手順で対応したらよいのでしょうか。

Q、労災が発生した時、まず考えるべきは負傷者の治療です。

その際、基本的には労災指定病院を受診しますが、それが困難な場合は労災非指定病院で診てもらってください。

初診時に書類を用意できることは稀なため、労災で受診することを伝えてください。

この時、健康保険証は使用しないでください。

労災指定病院であれば「様式第5号の申請書類を提出してください」などと言われると思います。申請書は厚生労働省の主要ダウンロードコーナーから印刷することが出来ますが、労働保険を東京食品福祉厚生事業団に事務委託されている場合は当方へご連絡ください。必要な申請用紙をお送りいたします。

用紙に必要事項をご記入後、病院へ提出してください。もし、治療費を立て替えている場合は、清算してもらえます。

労災非指定病院だった場合、治療費は一度、全額負担する必要があります。様式第7号の申請用紙を記入後、受診した病院で証明を受け、管轄の労働基準監督署へ提出します。その後、口座振込で返金されます。この第7号様式を使った手続きには治療費の領収書の添付が必要なため、紛失しないように気をつけてください。

また、負傷した従業員の方が死亡した場合や、4日以上 of 休業を余儀なくされた場合は「労働者死傷病報告書」を労働基準監督署へ提出する必要があります。

交通事故の場合、相手の有無、過失割合が7割超であるかどうか、など条件によって自賠責保険を適用するのか、労災保険を適用するのか変わってきます。自賠責と労災の両方を請求することは出来ません。